

秘密保護法は違憲性を問う

見出し

1. 国民主権／「知る権利」何重にも侵害
2. 国民主権／主権売り渡す密約永久化
3. 国民主権／国会の監視と調査権否定
4. 基本的人権／思想・信条の自由を侵害
5. 基本的人権／容疑も「秘密」の“暗黒裁判”
6. 基本的人権／刑罰権の乱用許す規定
7. 平和主義／戦争放棄に反する“軍機法”
8. 歴史の教訓／戦争は秘密から始まる

本文

1 国民主権／「知る権利」何重にも侵害

秘密保護法への反対の声が公布後も広がり続けています。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という憲法の3原則に背く秘密法の問題点を改めて問い直します。

「知る権利の保障は法律ができた後も今と全く変わらない」

安倍晋三首相は、法案成立直後、こう語っています（「産経」昨年12月7日付）。

情報を十分に知って国政のあり方を判断することは、国民主権の不可欠の前提です。国民の「知る権利」はそれを支えるものです。

あらゆる情報

しかし、秘密保護法は、軍事・外交・治安に関する国の広範な情報を、指定・管理・解除のあらゆる段階で国民の目から遮断する仕組みをもっています。

秘密指定について政府は、法律別表にあげる23事項に限って「従来の秘密の範囲を拡大するものではない」（内閣官房「特定秘密の保護に関する法律Q&A」）と説明します。

しかし、別表は、あらゆる情報を指定できるよう「網羅」したものです。これに沿って指定するのは行政機関の長で、チェックするのも官僚でつくる「保全監視委員会」「情報保全監察室」という“身内”組織。国会も含め、第三者の目は全く届きません。

告発不可能に

管理の段階では、秘密に関わる公務員や民間業者は、漏らした目的にかかわらず最大10年の懲役で処罰され、内部告発は事実上不可能になります。報道機関も公務員などの萎縮で取材が難しくなり、仮に秘密を報道した場合も強制捜査・処罰を受けない保証は法律

上明記されていません。

さらに、共謀・教唆・扇動を独立に処罰することで、秘密が実際に漏れる前から、秘密に近づこうとした人間が一般人を含めて罰せられます。

指定解除でも、「知る権利」はなんら担保されていません。権限は行政機関の長だけにある、指定が30年未満のものは首相の同意で廃棄できます。60年を超えた場合の有効期間の上限もなく、永久秘密も可能です。

「何が秘密かも秘密」で、あらゆる検証・接近手段を拒む何重もの仕組みは、税金で集められた行政情報が納税者・主権者のものという原則と正反対のものです。「知る権利の保障は全く変わらない」との首相の説明は詭弁（きべん）でしかありません。

「知る権利」を侵害する秘密保護法の仕組み

指定

全行政機関の長に指定権限
網羅的「別表」で指定範囲は無限
指定状況は身内でチェック

管理

何が秘密かも秘密
取材・内部告発を厳罰で威嚇・処罰
取得行為なくとも広く処罰

解除

解除の最終期限なし
解除の判断は行政次第
行政判断で廃棄も可
(2014年01月01日,「赤旗」)

2 国民主権／主権売り渡す密約永久化

安全保障を口実に、国の主権や国民の安全に最もかかわる情報まで「秘密」にすることは許されません。これも国民主権の原則にかかわる重大問題です。そのことが特に問われるのが、核兵器持ち込みなどの「密約」です。

核持ち込みの日米密約とは、安保条約改定の交渉時（1959年）に、核兵器を搭載した米艦船・軍用機の自由な日本への入出国を認めたものです。

歴代自民党政権は、国民の安全にかかわる重大問題を隠し続ける一方で非核三原則を掲げ、平和国家としてのあり方でも国民を欺き続けてきました。

知っていても

ところが、安倍首相は秘密保護法案の成立後も、「日米同盟の重要性に鑑み、密約をせざるをえなかった事情は理解します」（「産経」昨年12月7日付）と密約を当然視しています。

そのうえ、「問題はいつまでも密約であり続けたことです」、「私も（密約の）説明を受けなかった」などと述べ、あたかも首相が知らなかったために密約が続いたかのようです。

しかし、密約が続いたのは、政治家が知らなかったからではありません。小淵恵三首相など密約を知っていた首相、外相も、米国解禁文書を突きつけられても文書の存在そのものを否定してきたのです。

「秘密保護法で全体を（首相が）把握していく」（安倍首相）ことが第三者性や透明性の確保にならないことは、すでに自民党政権の歴史が裏付けています。

反省なく維持

「同盟の重要性に鑑み理解する」として密約を完全に容認する安倍首相の姿勢からは、国民が国政のあり方を知った上で判断するという国民主権原則を踏みにじってきたという反省が欠落しています。

日米同盟の下、一貫して国民に隠されてきたのは、米兵犯罪に対する裁判権放棄や米軍基地からの自由出撃を認める密約など、米軍の運用を優先させるための合意です。政府の言うような「国民の安全を確保する」ための秘密ではありません。

密約をいまだに反省せず、維持し続ける政府が、秘密保護法をもてば隠蔽（いんぺい）体質がさらに深まることは避けられません。

（2014年01月03日、「赤旗」）

3 国民主権／国会の監視と調査権否定

秘密保護法は、「行政機関の長」が国会に秘密を提供する場合、国会に非公開の秘密会を要求しています。国会審議は公開が原則。秘密会にする場合でも、国会の衆参各院の自主的決定（自律権）に任せられています。秘密指定された情報を審議にかけるために「秘密会」を強制されることは、議院の自律性に反します。

仮に秘密会の開催となっても、行政側が「わが国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」があると判断すれば、一切の秘密を国会に提出しなくて良いとしています。秘密指定してしまえば、行政機関の胸三寸で、重要情報を一切国会に出さないことになります。こ

これは衆参各院の国政調査権（憲法62条）を侵害し、国会の「最高機関性」（41条）の否定につながり、国会の行政監視権（63、66、73条など）を侵害します。

国会による行政の民主的コントロールの原理は、国民主権の重要な内容の一つです。それを露骨な官僚支配に置き換えるものです。

議員さえ処罰

驚くべきことに、秘密会に参加して「秘密」を知った国会議員が国会外で秘密を漏らせば、国会議員も処罰されます。これでは議員は、所属政党に持ち帰り議論することも、専門家に意見を聞くこともできません。

さらに自民党は、国会内の発言で秘密を漏らした場合、国会議員の免責特権（51条）があるため議員を処罰できないとして、懲罰として「除名」するための国会法改定まで検討しています。徹頭徹尾の秘密優先で、議会制民主主義をまったく無視するものです。

「戦争司令塔」

安全保障に関する重要情報は、安倍首相が秘密保護法とセットで設置を強行した国家安全保障会議(日本版NSC)をはじめとする一握りの政治家と官僚が独占する一。文字通り「戦争の司令塔」になります。さらに、この中で、「戦争する国づくり」のプロセスそのものも覆い隠されます。国の仕組みのクーデター的な破壊だといわなければなりません。

(2014年01月04日、「赤旗」)

4 基本的人権／思想・信条の自由を侵害

秘密を扱う人物が漏えいするおそれがあるかどうか、洗いざらいの身辺調査をほどこす「適性評価」。これによって個人情報まる裸にされ、プライバシー権(憲法13条)はおろか、憲法が保障する思想・良心の自由(19条)がじゅうりんされます。

民間人家族も

評価対象者は行政機関の職員だけでなく、秘密にかかわる企業の社員や共同研究を請け負った大学の研究者ら民間人、家族にも及びます。評価事項も、①特定有害活動（スパイ活動）やテロリズムとの関係に関する事項②犯罪・懲戒歴③情報の取り扱いについての違法行為歴④薬物⑤精神疾患⑥飲酒⑦信用情報・経済状況一などが調べ上げられます。

政府は、「法定された調査事項以外の個人情報を収集することはありません」（特定秘密の保護に関する法律Q&A）とあたかも調査内容が制限されているかのように説明します。

しかし、「特定有害活動」「テロリズム」など政治的な主義主張にかかわる事項は、「怪しい付き合いがないか」など家族や知人も含めて生活のあらゆる事項に調査・監視の目が及

ぶのは必至です。当然、思想・信条に立ち入った調査も想定されます。限定される保障はまったくありません。

警察に照会も

適性評価を実施する省庁は、「公務所」「公私の団体」に照会して資料の提出や必要な事項の報告を求めることができます。この照会先は「およそすべての団体が対象」（内閣情報調査室）です。法案提出者の自民党・中谷元（げん）衆院議員は「警察に照会することもある」（高知新聞、2013年12月21日付）と言明しています。違法な国民監視活動で厳しく批判されてきた公安警察や自衛隊情報保全隊が、法的な根拠を得て身辺調査に乗り出していきます。

これまでも公安警察は、「国際テロ対策」として東京都内在住4万人のイスラム教徒を対象に大規模・無差別な監視活動を実施。そのなかではモスク（礼拝所）を継続監視して思想・信条に及ぶ調査を行っていたことが、ネット上に流出した内部文書からも明らかになっています（2010年）。

（2014年01月05日、「赤旗」）

[TOP](#)

5 基本的人権／容疑も「秘密」の“暗黒裁判、

秘密保護法は、具体的にどのようなケースが処罰されるのか極めてあいまいです。憲法が求める罪刑法定主義(憲法31条)—犯罪と刑罰を法律で明確に定める原則—に違反します。

突然「犯罪者」

犯罪となるのは秘密の漏えいや取得行為ですが、その核心となる秘密の指定は国会が制定する法律ではなく、行政機関の長に広く委ねられています。一般国民は、何が秘密なのか分からないなかで、共謀(話し合う)や教唆(そそのかす)、扇動(呼びかける)など極めて不明確なものまで処罰の網をかぶせています。どのような情報や振る舞いが犯罪にあたるのか、事前の予測がつかないうちに、ある日突然、犯罪者にされるのです。これでは国民の「知る権利」(21条)が萎縮してしまいます。

政府は「処罰の対象となるのは…秘密であることを知って…行為を行う必要がある」（特定秘密の保護に関する法律Q&A）と反論しています。しかし、「この情報は秘密だ」と知らなかったとしても処罰されます。法案を作成した内閣情報調査室の担当者自身が「客観的な状況から特定秘密であると認識していると認定できる場合」には処罰すると明言しているからです（13年11月12日、衆院特別委）。

起訴などでも

捜査機関が逮捕・捜索する場合は、理由となった犯罪や捜索場所などを「明示する令状」(33、35条)が必要です。しかし、容疑となった事実は秘密のため、書かれません。起訴や公判でも秘密のままです。核心的な部分が明らかにされず、弁護士にも知らされません。被疑者・被告人の防御権が著しく侵害されます。裁判官は秘密を知ることありえますが、漏えいすれば処罰されます。まさに「暗黒裁判」です。これは、人権を手続き的に保障した31条(適正手続き)などに違反します。

自民党は「被告人自身分からないという事態はありえません」(特定秘密保護法の新聞報道への反論)と主張します。しかし、首相自身が「令状等に内容すべてを明示しなくとも、例えば『暗号に関する特定秘密』というように明らかにすることが考えられる」(13年11月、参院本会議)とのべており、秘密を明示するつもりは毛頭ありません。

(2014年01月07日、「赤旗」)

[TOP](#)

6 基本的人権／刑罰権の乱用許す規定

秘密保護法では、秘密の取得や漏えいを話し合ったり(共謀)、勧めたり(教唆)、呼びかけたり(扇動)といった、まだ実害が出ていない合意や働きかけのような段階でも処罰されます(同法25条)。

例えば「共謀」は秘密の漏えいや不正取得を話し合っただけで合意すれば処罰されるもので、まさに「心の中」まで対象となります。日常生活の監視や盗聴、おとり捜査など被疑者の内心にまで踏み込んだ違法な情報収集が想定されます。思想・良心の自由(憲法19条)がじゅうりんされ、実行行為を処罰するという刑法の原則が崩れてしまいます。

石破流解釈可

行為を罰する場合でも、秘密保護法は犯罪とされる行為(構成要件)が不明確で、刑罰権が乱用されるおそれがあります。デモ活動を「テロ行為と本質において変わらない」(昨年11月29日のブログ)という自民党の石破茂幹事長の発言がそれを暗示しています。

秘密保護法はテロを「政治上その他の主義主張に基づき、国家若(も)しくは他人にこれを強要し、又(また)は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動」(同法12条)と定義しています。自民党は、テロとは「殺傷」や「破壊」が必要で「拡大解釈の余地はない」(特定秘密保護法の新聞報道への反論)と言い訳しています。しかし、「強要」「殺傷」「破壊」は「又は」で並列しています。素直に読めば、「主義主張」の「強要」はテロという石破流解釈も可能です。石破氏自身、「大音量のデモはテロリズムと定義されるのか」と問われ、「強要されればそうでしょう」(昨年12月2日の会見)と語っています。

漠然で不明確

用語の定義一つとってもどうにでも解釈できる漠然・不明確な刑事法は、違憲立法そのものです。戦前のような官憲による人身の自由への抑圧を徹底的に排除するため、戦後は処罰の場合は犯罪とされる行為の内容と刑罰を明確に定めておかなければならないということが原則になりました（憲法31条）。これに真っ向から反しているのです。（つづく）
（2014年01月08日、「赤旗」）

[TOP](#)

7 平和主義／戦争放棄に反する“軍機法”

秘密保護法が、米国と肩を並べて「海外で戦争する国」になるための軍事立法であることは、制定の経緯や法律の内容からも、明らかです。

米軍と軍事情報を共有し、密接性を深めるという法律の狙いそのものが、戦争や武力行使の放棄、国際紛争の平和的解決を掲げた憲法の平和主義に反しています。

同盟が推進力

安倍晋三首相は秘密保護法について早くから「日米同盟強化を見据えたもの」と述べ、海外での戦争参加に道を開く集団的自衛権の行使解禁などの改憲策動と一体に位置づけてきました。

軍事国家づくりの指針となる「国家安全保障戦略」（12月17日閣議決定）では、同法成立直後・施行前にもかかわらず、法律名まで明記して重視する異例の扱いをしています。

一貫して同法策定の推進力になってきたのが、日米軍事同盟です。

2005年の日米2プラス2（軍事・外交担当閣僚会合）では、軍事情報の共有を「あらゆる範囲で向上させる」ことを確認。07年には、軍事情報包括保護協定（GSOMIA）の締結で、秘密軍事情報に対し米側と「同等の保護措置」をとることを約束しました。

違憲の戦争も

日米同盟のための“軍機保護法”であることは仕組み上も明瞭です。秘密保護法によって刑罰は、米軍関係の秘密制度（MDA秘密保護法、日米刑事特別法）に適用されてきた懲役最大10年に統一された上、処罰対象もメディアを含む一般市民にまで拡大されます（表）。

安倍首相は「メディアや野党が戦争と結びつけるのは、国連平和維持活動（PKO）法案の時もそうで、いつもなんですね。心配するような変化が起こったのかと言いたい」などと述べ、軍事立法としての性格を隠そうとしています。（12月7日付「産経」）

実際は、「心配するような変化」どころか、PKO法などで拡大されてきた海外派兵の結

果、イラク戦争時の自衛隊の米軍後方支援活動が違憲と断罪される（08年、名古屋高裁判決）深刻な事態まで進んだのです。

秘密保護法によって、このような海外戦争の実態さえ国民には隠されることになります。

秘密保護法で米軍機密と「同等の保護」に

	罰則(懲役)	処罰の対象
現行法制度	1～5年以下	公務員・取扱業者
秘密保護法	10年以下	一般市民も
米軍機密制度	10年以下	一般市民も

(2014年01月09日,「赤旗」)

8 歴史の教訓／戦争は秘密から始まる

『報道の自由』だということ報道する。でも『大勢の人が死にました』という、どうなるのか」

自民党の石破茂幹事長は昨年12月12日のラジオ番組でこう発言しました。

しかし事実は逆です。戦争はウソと秘密から始まったのが歴史の教訓です。

国民駆り立て

中国侵略とアジア・太平洋戦争で、日本で310万人以上、アジアで2000万人以上の人が殺されました。

このときの日本では、新聞条例など情報発信の統制に加え、国家情報への国民の接近そのものを抑圧する秘密保護法制が、戦争遂行の中核となりました。

日本の朝鮮侵略が本格化する日清・日露両戦争の間、1899年に軍機保護法が作られ、中国侵略が本格化する1937年の改定で処罰範囲が拡大、重罰化しました。

さらに太平洋戦争開戦の41年には国防保安法ができ、秘密の範囲が軍事機密だけでなく御前会議や枢密院会議など「国家秘密」全体に拡大します。

そして最後には「大本営発表」だけが流され、日本軍の大敗北を国民に隠して「勝利」と偽り、最後まで国民を戦争へと駆り立てたのです。

最悪のレベル

秘密保護法は、行政機関が広く秘密を指定し、役人の漏洩（ろうえい）だけでなく国民の探知を処罰すると共に、未遂や共謀、教唆、扇動など幅広く処罰する点で国防保安法と寄り二つです。

しかし、国防保安法が成り立ったのは、天皇絶対で国民は「臣民」に過ぎず、その権利はいくらでも制限できた明治憲法体制だったからです。

国民主権と基本的人権の尊重、戦力不保持による平和主義の立場に180度転換した日本国憲法の下で、戦争する国づくり自体が違憲であり、人権破壊の秘密保護法が成り立つ余地はありません。

米ニクソン政権時代に国家安全保障会議のメンバーでもあったモートン・ハルペリン氏は、同法を「21世紀に民主的な政府が検討した法律の中で最悪レベルのものだ」と批判しました。

(おわり)

(この連載は池田晋、竹原東吾、中祖寅一が担当しました)

(2014年01月10日, 「赤旗」)

[TOP](#)